

## 2026年11月の電気最終保障供給約款の見直し概要について

2026年9月7日  
関西電力送配電株式会社

当社は、関西電力株式会社（以下、関西電力）が8月19日に、高圧・特別高圧のお客さま向けの標準的な電気料金メニュー（以下、標準メニュー）の見直しについて公表<sup>※1</sup>したこと等を踏まえ、「電気最終保障供給約款」の見直しを行います。

見直しの概要をお客さまに早期にお伝えする観点から、以下のとおりお知らせいたします。

なお、本内容については準備が整い次第、電気事業法第20条第1項<sup>※2</sup>に基づき、「電気最終保障供給約款」の変更届出を経済産業大臣に行う予定です。

### 1. 今回の見直し概要

最終保障供給とは、高圧または特別高圧で供給を受けるお客さまが、万一、いずれの小売電気事業者とも電気の供給に係る契約の交渉が成立しなかった場合に、一般送配電事業者が供給するサービスです。

当社の最終保障供給料金は、関西電力が設定している標準メニューをもとに、基本料金や電力量料金について約2割増しとなる料金（臨時的な料金メニュー相当）等を設定しています。今回、関西電力の高圧・特別高圧の標準メニューにおける基本料金、電力量料金、燃料費調整、市場価格調整が見直されることから、当社の最終保障供給料金においても、その内容を踏まえた見直しを行います。見直しの概要については別紙のとおりです。

なお、見直し後の基本料金・電力量料金の単価、燃料費調整単価の前提諸元等および加重平均市場価格調整の調整時間帯については、経済産業大臣への「電気最終保障供給約款」の変更届出後に改めてお知らせいたします。

### 2. 実施日

2026年11月1日（予定）

※1：[特別高圧・高圧分野の標準メニューの見直し（2026年8月19日関西電力公表資料）](#)

※2：電気事業法第20条第1項（最終保障供給約款）

一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

以 上

別 紙：2026年11月の最終保障供給料金の見直し概要

## 2026年11月の最終保障供給料金の見直し概要

